



国有林における シマフクロウ保全の 枠組み

令和6年10月26日
北海道森林管理局
計画課

目次



1 シマフクロウ増殖の取組

2 国有林の主な取組

【森林】

①シマフクロウ希少個体群保護林

②「シマフクロウ生息森林の
取扱いについて」

【保護管理】

生息地の巡視

【採餌環境】

知床世界自然遺産地区における

河川工作物の改良事例

1 シマフクロウ保護増殖の取組①

【背景】

1970～80年頃 生息数70羽程度まで落ち込む

- ・多くの個体は巣箱や給餌に依存状態
- ・生息に不可欠な自然環境には未改善状態
- ・知床、根釧地方、十勝地方及び日高地方に分断
- ・つがいの半数が限られた地域に生息



1 シマフクロウ保護増殖の取組②

環境省とともに保護増殖の取組を行ってきました

【シマフクロウ 国の天然記念物／絶滅危惧種ⅠA類(CR)】

- 平成5年11月26日

保護増殖事業計画（環境省・農林水産省共同策定）

- 平成25年3月

シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画

（北海道森林管理局・環境省北海道地方事務所共同策定）

2 国有林の主な取組

【森 林】

シマフクロウ希少個体群保護林の設定（H7年～）

シマフクロウ生息森林の取扱い方針の制定（R2年）

【保護管理】

シマフクロウ生息地の巡視、管理等（H22年～）

【採餌環境】

知床世界自然遺産地区における河川工作物の改良など
（H18年～）

【森 林】

①シマフクロウ希少個体群保護林

シマフクロウに配慮した森林施業の事例

9地区 非公開

広葉樹と大きく成長した植栽木を止まり木として残している
伐採の列間は6mとして飛翔空間を確保
人間からの死角を作るため伐採列を変えている

②「シマフクロウ生息森林の取扱い方針について」 とは・・・

- 生息に適する森林の保全及びその繁殖活動の保護を図るための方針
- 「シマフクロウの生息を保護する森林」や「営巣保護区域」の設定
- 巣箱の設置や将来的な営巣木の保残・育成
- 施業の管理

URL:https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/conservation/iji_hozen/kishouyasei.html（北海道森林管理局HP）



「シマフクロウ生息森林の取扱い方針について」 ポイント その1・・・

【保護する区域の設定】

- シマフクロウ保護林に加え、シマフクロウの営巣や行動が確認された区域も保護の対象とする
- この区域の中から「営巣木保護区域」を設定

【巣箱の設置】

- 巣箱の設置基準を明確化
- 河川周辺に大径木があり、適地と判断される箇所を基本

【施業の調整】

- 営巣木のおおむね30mの区域は原則として伐採を行わない
- 繁殖期間内は原則として事業を行わない

「シマフクロウ生息森林の取扱い方針について」 ポイント その2・・・

【職員による生息情報報告】

希少野生動植物等の観察記録について

北海道森林管理局では、これまでも、絶滅のおそれが高い種等貴重な野生動植物（以下、希少種という。）の保護を図るため、森林管理に慎重を期する必要がある箇所を把握する観点から、地況林況等調査に関わらず日常業務全般にわたってこれら希少種に留意し、その生息・生育情報を得たときは計画課に報告していただいているところである（引き続き下記が生息・生育状況調査に基づき対応をお願いする。）。

なお、動植物の保護については、観察記録を累積していくことが重要であり、動物の活動時期や植物の繁茂・開花の時期は種ごとに異なることから、観察の都度随時記載しておくことが望ましい。

記

（１）調査項目・内容

調査項目とその内容は、以下のとおり。

ア 観察年月

生息・存在等が確認された年月。

イ 場所

林小班および場所の区分（森林（人・天）、原野、岩場、河川、海域、その他）

ウ 種類

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第一で定める国内希少動植物種とその他の種に分ける。

① 種の保存法指定種（令和6年2月現在 全448種）

（例）イヌワシ、クマタカ、シマフクロウ、アツモリソウ

② その他の種

天然記念物等地域において貴重な種、保護を図るべきとされる種及び絶滅危惧種等のうち森林施業の影響を受けやすいものとする。

（例）クマガラ、クマガイソウ

北海道の希少野生生物は、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から北海道レッドデータブックを検索すると、当該市町村別のリストが表示される。

また、種の保存法政令、国内希少動植物種等は、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/>）から検索することができる。

エ 内容

「生息・存在確認」、「生息・存在の痕跡確認」、「生息・存在の可能性有」、「生息・存在の痕跡の可能性有」に分ける。

オ 情報種別

調査方法は、既往の委託調査結果、文献、巡視等における観察結果、事業実行に係る動植物の生息・生育情報等により調査すること。

また、職員による情報のみならず信頼できる外部情報（NPO等への聞き取りを含む。）についても積極的に収集すること。

その結果は、内部、外部有識者等、外部一般等、文献等、その他に分ける。

カ 営巣が確認される場合は、座標を記載すること。

（２）記録・報告

（１）の内容等について適宜用紙（様式例：別添「希少野生動植物等観察記録野帳」）に記録し、記録の都度、計画課（扱い：森林施業調整官（保全調整G）及び生態系管理指導官、同報：担当経営計画官）へ連絡すること（面積（調整）簿の提出は要しない。）。

（３）その他

この観察記録には希少種等に係る情報を含むことから、その情報管理には十分留意すること。

機密性2情報

職員限り

【計画課 森林施業調整官（保全調整G）及び生態系管理指導官あて】

希少野生動植物等観察記録野帳

記 録 者	所 属	森林管理（支）署	森林事務所
	氏 名		
観察月日等	現地観察日		
	記 録 日		
場 所	林班	小班（図面等があれば添付）	
生物の種類	1 種の保存法指定種：	選択してください	
	2 その他の種：		
内 容	選択してください		
情報種別	選択してください（ ）		
区 分	営巣の確認	選択してください	
	営巣の座標		
そ の 他	その他参考となる事項を記載		

（注）1. 生物の種類、内容及び情報種別等については、「地況林況調査等マニュアル」別紙4-9を参照のこと。

2. 生物の種類

北海道の希少野生生物は、北海道レッドデータブック（<http://rdb.pref.hokkaido.lg.jp/index.html>）

また、種の保存法政令、国内希少動植物種等は、環境省HP（<http://www.env.go.jp/>）から検索

3. 職員による情報のみならず、信頼できる外部情報（NPO等への聞き取りを含む。）

についても積極的に収集すること。

4. この観察記録には希少種等に係る情報を含むことから、その情報管理には十分留意すること。

【保護管理】

シマフクロウの保護管理

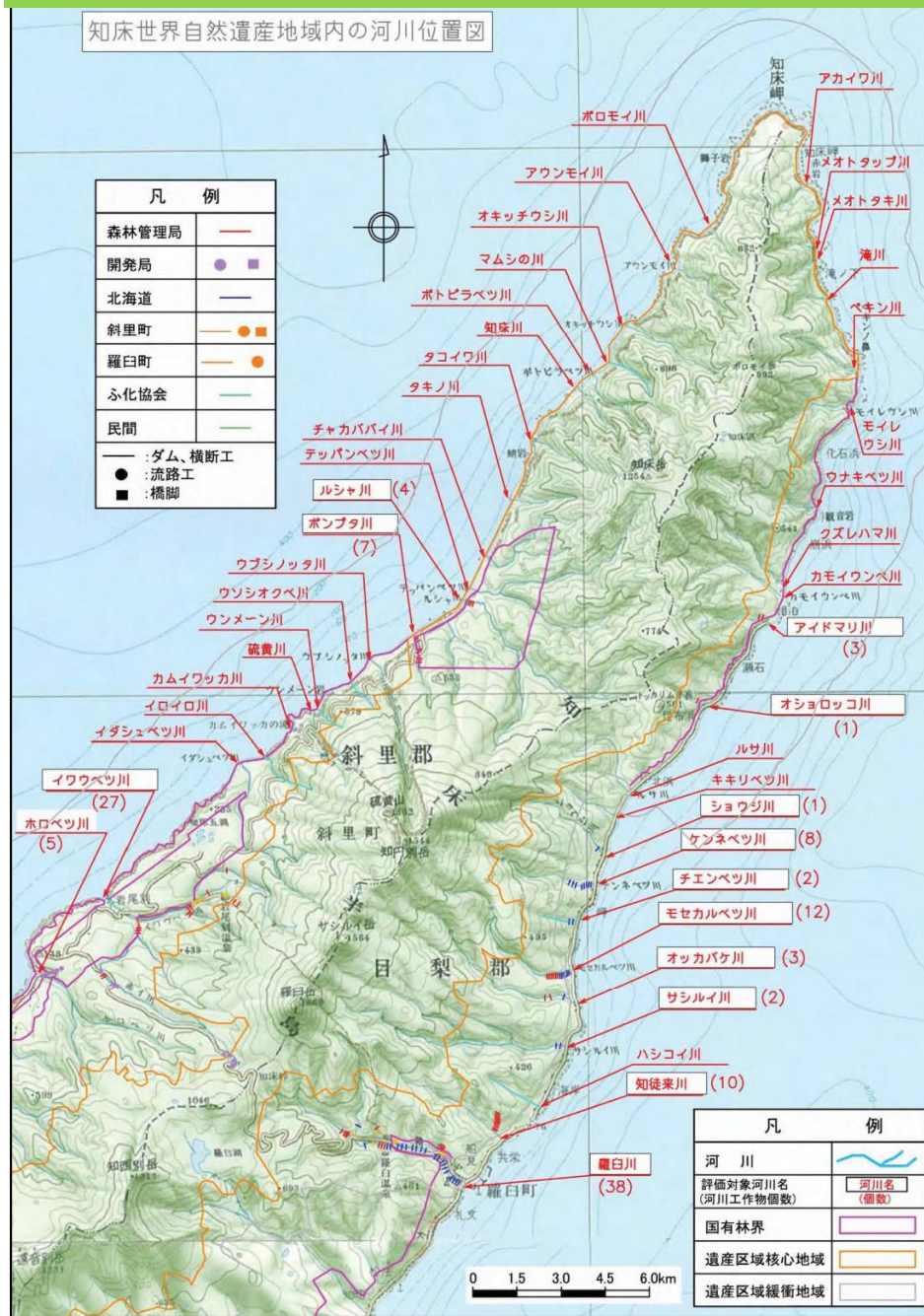
【生息地の巡視】（H22年～）

- 野生動植物や関係法令の知識がある者を自然保護管理員に任命し、シマフクロウ希少個体群保護林を中心に巡視により精度の高い保全管理に寄与
- 巡視報告は環境省北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所に情報提供

【採餌環境】

知床世界自然遺産地区

知床世界自然遺産地域内の河川位置図



ダム改良〔H29 ～ R4〕後の変化

H29(2017)切下げ前



R4(2022)現在



R2(2020)切下げ後



バーナーで切断人力
で運び出す工法。
(職員自らも参加)

まとめ



シマフクロウ
シンボジウム